

群馬大学医学部附属病院医療安全推進室設置要項

平成28年6月1日 制定

(設置)

第1 群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）で発生した腹腔鏡下肝切除術等の一連の問題に関して必要な事務処理に対応するため、本院に群馬大学医学部附属病院医療安全推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

2 推進室は、前項の問題に関する医療安全の推進に寄与することを目的とする。

(業務)

第2 推進室は、第1に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 患者家族の対応に関すること。
- (2) 本院が加入する損害保険会社及び弁護士との連絡・調整に関すること。
- (3) 関係機関への連絡・報告に関すること。
- (4) 医療訴訟に関すること。
- (5) 医療安全の推進に関すること。
- (6) その他必要となる事務処理に関すること。

(組織)

第3 推進室は、次の各号に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 専門職員（副室長）
- (3) その他必要な職員

2 室長は、推進室の業務を掌理する。

3 副室長は、室長を補佐する。

4 第1項第3号の職員は、推進室の業務に従事する。

(雑則)

第4 この要項に定めるもののほか、推進室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成28年6月1日から施行する。